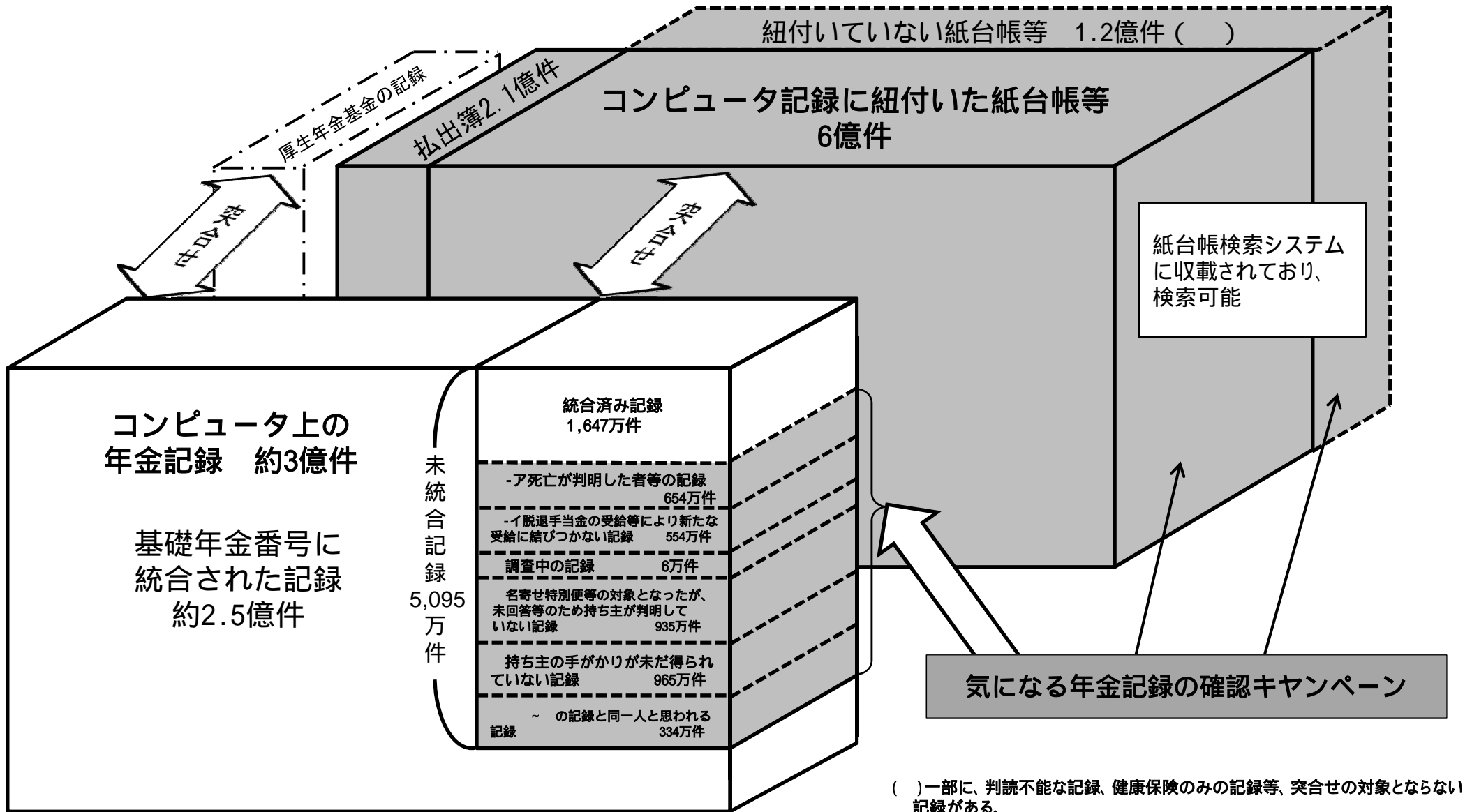


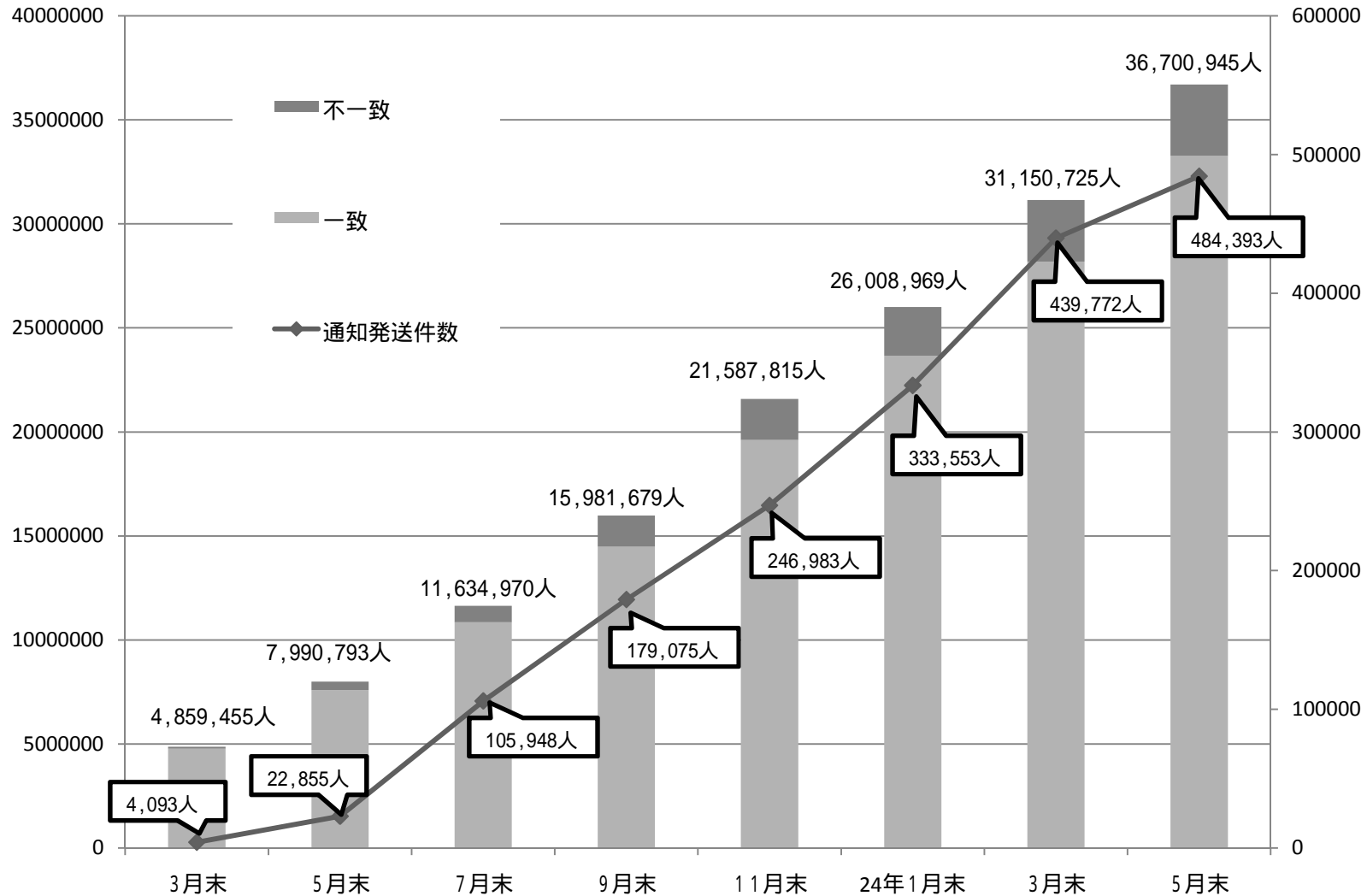
# コンピュータ記録と紙台帳等との関係



( )一部に、判読不能な記録、健康保険のみの記録等、突合せの対象とならない記録がある。

## 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業の実施件数、通知件数の推移

審査終了人数 (2)



記録訂正通知発送件数 (1)

- 1 記録判明ケース（突合せの過程において、ご本人の新たな記録が発見された場合）については、記録訂正通知発送に先立ち、記録判明通知（平成24年5月末現在46,110件）を送付している。
- 2 審査結果の人数については、年金の種類毎に把握していることから、複数の年金を受給されている方等について、一部重複して計上されている。

# 紙台帳検索システムについて

(参考)

## システム稼働前

- 紙台帳等は各年金事務所等で保管
- 他の事務所等が保管している紙台帳等を確認するためには、他の事務所等へ依頼し確認する作業が必要

## システム稼働後 (平成22年~)

- 紙台帳検索システムにより、端末(WM)から全ての紙台帳等の検索・閲覧が可能に

### A年金事務所



コンピュータ上の記録



A年金事務所  
で保管する  
紙台帳等

【事務所内で確認可能】

B年金事務所



B年金事務所  
で保管  
する紙台帳等

セキュリ  
ティ倉庫



セキュリ  
ティ倉庫  
の紙台帳

C市町村



C市町村の  
紙台帳等

照会  
依頼

回答

確認

【保管する事務所等へ依頼して確認が必要】

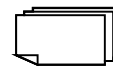
### 全国各地の年金事務所・事務センター



コンピュータ上の記録

#### 紙台帳検索システム

基礎年金番号、手帳番号等から、関係の台帳を検索可能。



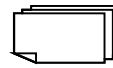
A年金事務所  
で保管する紙台帳等



B年金事務所  
で保管する紙台帳等



セキュリ  
ティ倉庫の紙台帳



C市町村の紙台帳等

【各年金事務所・事務センター内で全ての紙台帳等の確認可能】

# 被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せに関する実施状況

## 1 基金突合せの実施状況

### (1) 基金等における突合せの実施状況（平成 23 年 12 月末現在）

○ 全突合せ対象者数の 92.5%（3,452 万人）の記録整備が終了している。このうち、全体の 91.6%（3,416 万人）は国記録との間に不一致がなく、基金等の記録訂正を行ったのは 1.0%（36 万人）である。

※ 平成 23 年 12 月末時点での「基金番号相違等により国の被保険者記録が未回付の人数」は 29 万人となっているが、このうち 18 万人分は 24 年 4 月から機構において処理を開始している。また、残る 10 万人の基金記録についても、早急に機構に審査依頼を提出するよう、24 年 5 月 25 日付で年金局より基金に通知されているため、現時点では未回付の記録は大きく減少しているものと考えられる。

	初回報告（平成 22 年 3 月末時点）	今回報告（平成 23 年 12 月末時点）	総増減数
1. 基金等における記録の突合せ対象人数	延べ 3,737 万人	延べ 3,731 万人	▲6 万人
2. 突合せの実施状況			
①記録整備が完了した人数	延べ 3,301 万人	延べ 3,452 万人（92.5%）	+151 万人
ア 記録が一致した人数	延べ 3,292 万人	延べ 3,416 万人（91.6%）	+124 万人
イ 記録の不一致が見つかり正しい記録に訂正した人数	延べ 9 万人	延べ 36 万人（1.0%）	+27 万人
②記録整備中の人数	延べ 436 万人	279 万人	▲157 万人
ア 調査確認中の人数	延べ 367 万人	250 万人	▲117 万人
イ 基金番号相違等により国の被保険者記録が未回付の人数（※）	延べ 69 万人	29 万人	▲40 万人

### (2) 機構における審査の実施状況（平成 24 年 5 月末現在）

○ これまでに基金等からなされた審査依頼の受付件数のうち、約 91.3%について第一次審査を終了し、このうち約 85.5%が「国記録＝正」であるもの、約 8.4%が「基金記録＝正」であるものであり、また、国の記録訂正を行ったのは 6.5%である。

	24 年 5 月末までの受付件数（※1）	第一次審査終了（計 3,345,461、うち受給権者 890,615、被保険者 2,454,846）						第一次審査未了	
		紙台帳等が国のオンライン記録と一致（国の記録「正」として基金等に回答）	紙台帳等が基金記録と一致			その他（※3）			
			国の記録「誤」として基金等に回答（※2）	うち記録訂正済	「訂正不要」の申出あり又は受給権者で減額となるため訂正しないもの		本人に記録訂正の要否を確認したが一定期間経過後も申出なし		
受給権者	1,018,813	674,476	151,160	119,356	113,453	27,851	3,953	64,979	128,198
被保険者	2,656,106	2,185,503	129,905	114,095	105,535	7,524	8,286	139,438	201,260
計	3,674,919	2,859,979	281,065	233,451	218,988	35,375	12,239	204,417	329,458

※1 一人（一オンライン記録）につき複数の不一致の理由がある場合（氏名相違と標準報酬月額相違等）は、それぞれを 1 件と計上。従って、表の数値は人数（オンライン記録数）ベースの数値ではないことに留意が必要。

※2 基金番号相違等の年金額に影響しないものを含む。

※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの等。

## 年金記録問題に係る経費

(単位:百万円)

事 項	経費 (19～24年度)
<b>I ねんきん特別便等関係</b> ( 各種便の送付、専用ダイヤル、お客様への回答の処理等 )	<b>95,871</b>
<b>II 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係</b> ( 紙台帳検索システムの構築、突合せ作業、国民年金特殊台帳との突合せ等 )	<b>178,127</b>
<b>III 厚生年金基金記録との突合せ関係</b> ( 突合せ作業等 )	<b>862</b>
<b>IV 標準報酬等の遡及訂正事案対応関係</b> ( 戸別訪問、相談対応等 )	<b>1,021</b>
<b>V ねんきんネット関係</b> ( システム構築等 )	<b>5,527</b>
<b>VI 3号不整合対応関係</b> ( システム構築等 )	<b>1,634</b>
<b>VII 年金記録問題対応のための体制強化等関係</b> ( 年金再裁定事務の迅速化、年金記録回復委員会、市町村が行う年金記録問題対策、適用・収納対策、記録問題対策に必要な人件費等 )	<b>73,878</b>
<b>合 計</b>	<b>356,920</b>

(注1) 各年度において年金記録問題経費として位置付けられたものを再整理したもの。19～22年度は決算、23年度は決算見込み、24年度は予算の数値を用いている。

(注2) I～VIの経費のうち、記録問題経費として特別に確保された日本年金機構の職員に係る費用については、VII年金記録問題対応のための体制強化等関係に計上。

(注3) 総務省年金記録確認第三者委員会の経費は含まれていない。